

【令和 7 年第 3 回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和 7 年 1 0 月 1 0 日 健康福祉委員長 後藤 真左美

○「議案第 1 1 7 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 今回の条例改正により可能となった就労選択支援の概要について**

障害者の就労選択時にアセスメントを行い、適切な就労先を選択できるよう支援を行うものである。

*** アセスメントに従事する職員について**

国の基準上、アセスメントに係る研修を受けた職員が事業所等に配置され、業務に従事する予定である。

*** 就労支援の適切な実施について**

制度開始後、定期的なモニタリングを事業所に対して実施する予定であり、適切な支援が提供されるものと認識している。

《意見》

*** 利用者の希望に沿った就労支援内容となるように市から事業所に対してモニタリングを徹底してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 1 1 8 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 1 3 0 号 総合研修センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 総合研修センター設置の目的について**

地域における地域ケアの支援拠点として、他の福祉施設と同一敷地内に設置しており、医療、介護、リハビリ及び研修を集約することで、高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関する業務等を行うことを目的としている。

*** 研修内容等の充実化に関する指定管理者との協議状況について**

指定管理者と、毎年度協議を実施しており、研修内容及び研修受講者のアンケート内容等を確認し、民間では実施が困難な研修内容を明確化し、総合研修センターにおいて実施することで、民間施設との差別化に取り組んでいる。

*** 指定管理者の選定評価時の提案内容において評価点が高かった取組内容について**

指定管理予定者による提案では、対面型研修や研修ニーズの把握を重視した取組が評価され、もう一方の事業者による提案では、LINE 等を活用した広報

や総合研修センターの公式ホームページの新規作成に関する取組が評価された。

*** 指定管理予定者に関する職員配置状況の実態把握について**

毎年度、指定管理者と実施している協議等を通じて、職員配置状況を把握しており、今後も引き続き、計画書等と比較し配置不足が生じている場合は、適切に指導を行う予定である。

*** 指定管理料の他施設への流用防止を目的としたモニタリング方法について**

毎年度、指定管理者と実施している協議に加え、指定管理に関する年度評価等を通じて経費面の執行状況を確認しており、その際には市職員に加えて、公認会計士も参加し適切に実施している。

*** 指定管理事業に関する指摘事項について改善が行われていない一方で、年度評価時に高得点となった理由について**

指定管理者が実施したコロナ禍における研修の取組や、地域における福祉施設としての利用の増加等を考慮し、評価したものである。

*** 選定評価委員会において指定管理予定者の事業活動資金収支差額に関する状況を本市事務局が把握していないと回答した理由について**

選定評価委員会の事務局は、総合研修センターの事業所管であり、総合研修センターの収支については把握していたものの、社会福祉協議会の全体収支における赤字の具体的な要因までは把握していない旨を回答した。また、全体の財務分析については、選定評価時に専門家である公認会計士から実施するものと認識している。

*** 指定管理予定者である法人の事業活動資金収支差額において支出が上回っている理由について**

指定管理予定者の資金収支報告書の財政区分は大別して事業活動収支、施設設備等収支及びその他の活動収支の3つから構成されており、その内容については、単年度ではなく複数年の会計年度で安定的に支出を行うべく別会計となっているもの、退職金のように、別会計の積立資産から繰り出した後にその他活動収支で受け入れ、事業活動収支で支出するもの、全体的には収支均衡していても事業活動収支においては支出として計上されているものがあり、事業活動資金収支差額のみでは財務状況の分析が困難である。なお、令和6年度については、全体的な法人の資金収支では収入が上回っており、経営状況は改善傾向にあると認識している。

*** 施設運営に関するモニタリング方法について**

四半期ごとに指定管理者がモニタリングチェックシートを提出することとしており、その内容を通じて運営状況等を確認している。また、研修施設であることを踏まえ、研修受講者からのアンケートを市としても収集することで、研修の質の確保に取り組んでいる。

*** 前回の選定時に付された選定評価委員会による附帯意見の内容について**

他組織等と連携するとともに創意工夫し運営すること、また、新たに実施する障害者及び障害児分野の研修に対応するため、総合研修センターの職員に関する人材育成を継続的に実施することの2点について意見があった。

*** 選定評価委員会において選定参加者間の評価点が僅差となった理由について**

今回の選定参加者は、現指定管理者の社会福祉法人と新規参入の民間法人の2法人であり、現指定管理者の運営実績が良好である一方で、新規参入者の提案内容も優れており、市の手引きを用いて評価した結果、僅差になった。市としては、公益性が高い法人であるか否かに関わらず、応募団体の提案内容により、当該施設でより優れた研修が実施可能かという視点で評価されたものと考えている。

*** 単年度評価委員、総括評価委員及び選定評価委員に同一人物が就任している理由及び審査の公平性について**

総括評価に関わった委員が選定評価委員にも就任することは、専門的かつ適切な議論に資するものと認識しており、今後も適切に委員を選定する予定である。また、公平性については、就任後に各委員に対し、市から公平な審査に関する留意事項等を含め説明を実施しており、担保されているものと認識している。

*** 選定評価時に特定の委員のみ指定管理予定者へ高得点を付与したことに係る認識について**

選定評価時には各委員の判断により採点を実施しており、各個人の細かな採点の差が積み上がった結果と認識している。また、審査時には意見交換を行っており、各委員の採点に乖離が生じている項目については、特に重点的に意見交換を行い、認識等の共有化を図っていると認識しているが、他都市における選定評価委員会の事例について調査を行いたい。

《意見》

*** 選定評価委員会において、極端な点数の偏りが選定結果に影響を与えることを防ぐため、最低点及び最高点を除き、特定の委員の意図的な採点で選定結果に影響を与えることがないように制度改正を検討してほしい。**

*** 社会福祉協議会の財務状況に関する危機意識の低さを始め、過去に指摘された事項について改善を図らない不誠実な対応、市によるモニタリングの在り方等の課題、単年度の評価委員、総括評価委員及び選定評価委員の選定方法の課題について懸念が払拭されなかったことから、過去の地域療育センターに関する議案と同様に、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第131号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部在宅支援室の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 指定管理に関する実績評価シートの総合評価点が年々向上した理由について**

指定管理者による運営を開始した令和3年度から、年数を重ねるにつれて地域連携及び専門的な支援に関する取組が段階的に充実してきており、評価につながったと認識している。

*** 令和6年度の指定管理に関する実績評価について**

年度評価実施前であるが、運営実績を考慮した場合、令和５年度と大きく変わらない評価結果となるものと認識している。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１３２号 川崎市南部リハビリテーションセンター南部日中活動センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

＊選定評価委員会において高評価を得た人材確保の取組内容について

指定管理予定者からは人材確保に関する取組や、外国人採用等について提案されており、評価につながったものと認識している。

＊次期指定管理期間において在宅支援室及び日中活動センターをそれぞれ個別に指定管理者が運営することとした理由について

これまでは南部リハビリテーションセンターとして一括して施設を運営していたが、在宅支援室や日中活動センターはそれぞれ専門性が必要となる施設であるとともに、細分化して運営することで事業者が応募に参加しやすくなり、各事業者の専門性等が発揮しやすくなることを踏まえ、次期指定管理期間から在宅支援室及び日中活動センターの指定管理を個別に行うこととした。

《意見》

＊多くの事業者が選定に参加できるような取組を引き続き推進してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１３３号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

＊選定評価時に次期指定管理者から提案のあったＩＣＴ技術の活用に関する具体的な内容について

意思表示が困難な利用者との意思交換ツールとしてＩＣＴ技術の活用が提案されており、利用者のサービス向上につながるものと認識している。

＊人材確保の課題に対する改善策について

次期指定管理者からは、外国人人材の活用等も含め、積極的に人材確保の取組を推進するとの意向を確認しており、市としても人材確保の状況については、モニタリング等を通じて管理していく予定である。

《意見》

＊指定管理者に対して市として過去に実施した運営上の課題に関する指摘内容の改善に関し、モニタリング等を適宜実施してほしい。

＊評価シートやモニタリング等の内容には過去の記載と全く同じものが散見されるため、指定管理者へ適切な報告を求めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 134 号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 施設の修繕予定及び老朽化対策について

本施設は平成 28 年竣工の建物で、雨漏り等の不具合については、市と指定管理者の協議により修繕を実施している。また、老朽化対策についても今後適切に実施する予定である。

* 前指定期間の指定管理料がゼロ円である理由について

国等による給付費の収入があり、指定管理料は不要との考えで前指定期間には指定管理料をゼロ円としたが、次期指定期間からは参入のしやすさ等を考慮し、給付費の収入に限らず約 2,800 万円の指定管理料を支払うこととした。

* 定員等の見直しに関する対応について

現在検討中であり、施設に対する地域からの需要等を踏まえ、今後適切に対応する予定である。

* 指定管理者の応募に関する新規参入に向けた広報等の対応状況について

様々な広報媒体を通じて、適宜、周知に努めてきたところであり今後も取組を継続する予定である。

《意見》

* 指定管理者の応募について、適切な競争原理が働くように選定参加者の増加に向けた取組や、運営に関して適切なモニタリングを継続してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 135 号 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 施設の修繕や維持管理について

施設に関する各種修繕や維持管理については、市と指定管理者の協議により対応している。

* 相談支援員の増員状況について

前回の指定期間から他施設と兼務の相談支援専門員を増員しており、0.6 人分相当の支援体制の充実を図ったと認識している。

* 当該施設における合同防災訓練の取組について

中部リハビリテーションセンターには複数の施設が併設されていることから、業務継続計画の確認等を含め、合同で年に 1 回防災訓練を実施している。

* 他施設と比較した際の事業評価の採点基準について

事業評価に際しては、他施設との比較ではなく、施設ごとに定めた仕様書及び前年度実績等との比較を行うものと認識している。

《意見》

- * 相談支援員について兼務ではなく適切な増員を行うことで、支援の質の向上を図ってほしい。
- * 周辺地域と連携した防災訓練の実施について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 136 号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 施設設備において不具合が生じた際の対応状況について

当該施設は老朽化が進んでおり、施設設備等において不具合が散見されていたことから、令和 4 年度及び令和 6 年度に、指定管理者から設備の修繕の必要性について協議の申出があり、施設設備の修繕を行った。

* 新型コロナウイルス感染症の流行時における対応を踏まえた今後の施設運営について

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による講座等の実施が困難となった際、オンライン方式により実施した経過があることから、今後もオンラインによる手法や ICT 技術の利活用を行うなど柔軟な施設運営となるよう対応していく。

* 民営化も含めた今後の施設の在り方に関する検討状況について

施設の老朽化を踏まえて建て替えを検討中であるが、建て替えた場合の施設運営に際し、貸館部分については採算性の確保が困難な状況であることから、次期指定期間内に今後の施設の在り方について、建て替えや民営化も含めて検討する予定である。

《意見》

- * 民設民営化の議論に限らず、施設の現況を踏まえた上で耐震診断等の適切な対応を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 137 号 川崎市中部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 事業評価シートに記載のある今後の課題への対応について

当該施設において利用者の高齢化が進み、利用者数が減少傾向にあるため、事業評価シートにて、利用者の要望等を踏まえ、各サービスを引き続き提供するとともに、障害者の自立と社会参加の促進の実現に向け、取組を推進することと記載している。また、指定管理予定者からは課題への対応に前向きな提案がなされているため、適切に取組が実行されるように市としてモニタリングを実施する予定である。

*** 民営化も含めた今後の施設の在り方に係る検討状況について**

次期指定期間内に今後の施設の在り方について、貸館以外の民営化も含め、検討する予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 138 号 川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 今後の適切な会計処理に関する市のモニタリングについて**

選定評価委員会において、公認会計士の委員から収支に関する記載について複数の不適切な点について指摘がなされているが、令和 3 年度の事業評価シートでは標準より高く評価されており、一部の項目について適切な市によるモニタリングがなされなかった可能性があるため、今後のモニタリングについては、適切に実施する予定である。

《意見》

*** 指定管理に関する単年度評価を、長期間の運営を担ってきた指定管理者に対しても厳密に行ってほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 139 号 川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 事業評価シートにおける利用者への支援に関する項目について最高得点が継続している理由について**

積極的に重度障害者を施設に受け入れるとともに、利用者ニーズに適切に応えられるよう手厚い職員配置を行っており、評価につながったものと認識している。

*** 利用者からの要望事項を事業に反映するように求める記載が事業評価シートに継続して記載されている理由について**

施設利用者からは生活介護に関する要望事項も多く、より良好なサービスを提供するための一例として実績評価シートに記載している。

《意見》

*** 選定評価時における事業者からの提案内容について、選定参加者の特色が反映されるように市としても働きかけてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 140 号 川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定につい

て」

《主な質疑・答弁等》

＊区役所におけるろうあ者相談・難聴者相談の実施について

幸区役所及び中原区役所においてろうあ者相談・難聴者相談が可能となるように次期指定管理期間から変更予定である。また、麻生区役所においても月１回から週１回の派遣が可能となるように増員を行うと伺っている。

＊災害時における手話通訳者の活用に関する情報収集及び安否確認について

災害時に全国各地から市に派遣される手話通訳者の調整業務に関し情報収集を行っており、また、年に１度の機会で発災した状況を想定した安否確認訓練を行っている。

《意見》

＊指定管理予定者が行った市の政策課題への取組について、適切にモニタリングし評価してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１４５号 令和７年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１４７号 令和７年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１４８号 令和７年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１４９号 令和７年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１５２号 令和７年度川崎市病院事業会計補正予算」

《意見》

＊物価高騰対策支援金等を有効に活用し、市の病院事業が安定的に経営できるようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を求める意見書（案）」

《審查結果》

全会一致意見書提出